

国外転出者向けマイナンバーカードの申請・受取方法（新規交付）

手続きは、下記 3 ステップです。



◆国外転出をし、マイナンバーが失効しマイナカードをお持ちでない場合は、新規の交付申請が可能です。

【手続き流れ】

1. 申請

申請は、以下 2 つから選択できます。いずれも郵送手続きが可能です。

- ① 本籍地以外の市区町村（一時帰国の滞在先など）に郵送又は来庁して申請書を提出する
 - ② 居住国内（アメリカ）の在外公館に郵送又は来庁して申請書を提出する
- なお、「申請場所」とマイナカードの「受け取り場所」は別々に指定することができます。

交付申請書ダウンロードページはこちら↓

<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/abroad/procedure/format/>

※「国外転出者向けマイナンバーカードの交付申請をする場合（新規・更新）」に掲載されている「様式」（申請書）を

印刷してご使用ください。

2. マイナカードが発行後、申請時にお届けいただいたメールアドレス宛に「交付通知」メールが届きます。

3. 指定した「受け取り場所」でマイナカードをお付け取りください。

※受け取り場所が市区町村の場合：有効な旅券および本人確認書類 1 点（運転免許証・年金手帳など）をご持参ください。

※受け取り場所が在外公館の場合：有効な旅券をご持参ください。

詳細は、下記「マイナンバーカード総合サイト」をご参照ください。

<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/abroad/procedure/>

◆12 月までにマイナカードの取得が出来ない場合◆

10 月中旬時点でマイナ保険証の利用登録がない方には、自動で「資格確認書」の発行準備をし、11 月中旬に事業主宛てに一括納品、事業主より対象のみなさまへ配布する予定です。

一時帰国で健診や医療機関を受診される場合は、この「資格確認書」をご使用ください。